

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	若松北部地区(中ノ明)	令和3年7月21日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	12.69 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	12.69 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	2.62 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.18 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 h a
(備考)	

### 2 対象地区の課題

<p><b>■人</b>  ○地区内の主な農業従事者は60代以上が多く、高齢化が進んでいる。  ○後継者については、集落内に複数名いるが、ほとんどの方が兼業農家として継続していく意向である。</p> <p><b>■農地</b>  ○昭和30年代に基盤整備事業を行っているが、10a区画で狭小であることや、老朽化によって用排水路や農道の補修も必要な状況であり、耕作に苦慮している。  ○主な栽培作物は水稻。集落周辺の畑地などの活用について検討が必要になる。  ○平沢地区農地中間管理機構関連農地整備事業の計画エリア以外の農地についても、農地の維持や集積を図るために、農地整備事業の活用について、周辺集落と協議していく必要がある。  ○狭小区画などの耕作条件不利地について、担い手や近隣の法人が引き受けてくれるか憂慮している。</p>
---

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p><b>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</b>  ○リタイヤや規模縮小の意向がある農地については、地域内の担い手へ集積・集約化を推進していく。  ○農地所有者については、農地中間管理機構と農業委員会の利用権設定を条件に合わせて併用しながら集積を進めていく。  ○集落の担い手を中心とした集落営農法人等の設立に向け、協議を進める。設立後は、集落営農法人に集積・集約を行う。</p>
---

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 担い手への集積・集約化

○現在、兼業農家として従事している方が約10haの拡大意向を示していることから、認定農業者の取得を含め、将来的に地域の担い手となるよう育成していく。  
○リタイヤや規模縮小により、耕作不能となる農地（主に田）については、新たな担い手を含め集積・集約していけるよう協議していく。

② 基盤整備事業への取り組み

○現在平沢地区を中心として農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を目指しており、本集落の担い手の耕作地も該当している。耕作条件の改善を図り、更なる集積や農業の維持を図るため、今回の事業該当エリア外の農地についても、農地整備事業の活用について検討していく。

③ 農地中間管理機構の活用

○所有者の意向に合わせた農地の貸し借りを前提とするが、基本的には農地中間管理機構による農地の貸借を推進することで、担い手の事務に係る労力の軽減を図り、生産活動に注力できる環境を整える。

④ 多面的機能支払交付金制度への取り組みの継続

○農地の多面的な機能を維持していくため、現行の多面的機能支払交付金制度が継続される限り、当該制度の取り組みを継続していく。  
○活動組織の運営や実施に係る体制についても、全面積を担い手だけで維持管理していくことは困難であることから、集落内全員が参加する組織を継続していく。

⑤ 新たな担い手の育成

○地区内には、2名の後継者がいることから、担い手として育成し、将来は認定農業者の取得を目指していただくため、現在の担い手が中心となり、後継者の育成を進める。  
○集落外からの新規就農者なども積極的に受け入れ、畑地を有効に活用してもらいながら、将来的には複合経営に繋がるよう助言・支援等を行うことについて検討していく。

⑥ 農業法人の設立

○平沢地区農地中間管理機構関連農地整備事業終了後の農地集約に向け、地域の担い手を中心となって集落営農法人の設立について検討を行っていく。また、法人として六次化への取り組みも検討し、多角的な経営による経営の安定を目指していく。